

銚田市排水設備工事指定店の継続（更新）の手引き

1 指定の有効期間

銚田市では排水設備工事指定店の登録の有効期間については5年としています。

有効期間満了後も引き続いて指定を受けようとするときは、**満了する日の1ヶ月前までに**排水設備工事指定店継続申請書（様式第1号）を提出してください。

期間満了後も継続申請が無い場合は、登録の意思が無いものとして取り扱わせていただきます。

2 継続申請について

排水設備工事指定店指定申請書（様式第1号）を以下の書類を添えて、正・副各1部ずつ提出してください。（更新申請に使うフラットファイルはタイトル等をつけず無地のままで構いません。）

副本と指定証は、後日改めて下水道課窓口にて受取をお願いします。

郵送で返却希望の場合、返信用封筒と必要な額の切手をご用意ください。

- (1) 身分証明書（法人の場合は登記簿謄本）

※身分証明書は本籍地の市町村で発行されます。

- (2) 工事経歴書（申請前2年間の経歴とする。）

- (3) 従業員名簿

- (4) 排水設備主任技術者証の写し

- (5) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書面の写し

- (6) 代表者（法人の場合は法人）の納税証明書

県内に事務所、資材置場などを有することがわかる家屋及びその所在の土地の書類

例）評価証明書、建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書、名寄帳など

- (7) 手数料の納入書の写し（金融機関の印があるもの）

3 届出を要すること

工事指定店として登録を受けた後、次のいずれかに該当することがあった場合は、速やかにその旨を市長に届け出てください。

- (1) 店舗を移転したとき

- (2) 代表者を変更したとき（法人の場合に限る。）

- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき

- (4) 排水設備主任技術者に異動があったとき

- (5) 排水設備主任技術者が、成年被後見人になってしまった場合又は被保佐人になったとき

4 排水設備指定工事店登録（更新）手数料について

排水設備工事指定店指定継続申請の際には、排水設備指定工事店登録（更新）手数料を徴収します。

納入通知書を持参し、各金融機関でお支払いください。下水道課窓口ではお支払いできません。

| | | |
|------------------|-------|---------|
| 排水設備指定工事店更新登録手数料 | 1件につき | 10,000円 |
|------------------|-------|---------|

様式第1号（第3条第6条関係）

排水設備工事指定店（指定・継続）申請書

年 月 日

銚田市長 様

排水設備工事指定店の指定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

| | | | | |
|---------|------------------|----------------------------------|----|--|
| 申請者 | 住 所 | | | |
| | 氏名（名称又は商号及び代表者名） | ㊟ | 電話 | |
| 事 業 内 容 | | | | |
| 営業所 | 営業所名及び所在地 | | | |
| | 代 表 者 氏 名 | ㊟ | 電話 | |
| 添 付 書 類 | | 1 身分証明書 (法人の場合は、登記簿謄本の写しとする。) | | |
| | | 2 工事経歴書（申請前2年間の経歴とする。) | | |
| | | 3 従業員の名簿 | | |
| | | 4 排水設備主任技術者証の写し | | |
| | | 5 建設業許可証の写し（参考） | | |
| | | 6 納税証明書及び評価証明 | | |

次の欄は、記入しないこと。

| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 係 | 指 定 証 交 付 年 月 日 | 受 付 年 月 日 |
|-----|---------|-----|-----|-----------------|-----------|
| | | | | 年 月 日 | |
| 決 定 | 1 指定する | | 起 案 | 月 日 | 指 定 番 号 |
| | 2 指定しない | | 決 裁 | 月 日 | 第 号 |

参考様式（第8条関係）

年 月 日

変 更 届

銚田市長 様

指定店登録番号（ ）

住 所：

氏 名：

⑩

（名称又は商号及び代表者名）

銚田市排水設備工事指定店規程第8条の規定に基づき、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 変更内容

2 添付書類（変更内容を証する書類）